

水保第 1649 号
平成26年1月14日

各医療機関管理者 殿
各薬局管理者 殿
各訪問看護ステーション管理者 殿
各助産所管理者 殿

茨城県水戸保健所長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の
登録に係る告示及び特定接種（医療分野）の登録について

日頃より、保健医療の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、厚生労働省健康局長から特定接種の登録に係る依頼がありましたので、各医療機関等の登録事務を下記のとおり実施します。

なお、登録事務については、「特定接種（医療分野）の登録要領」等の送付文書に留意のうえ実施願います。

- ※ 国の告示および通知等の詳しい内容は、お手数ですが〈参考1〉に記載した厚生労働省のホームページを参照してご確認ください。また、「特定接種登録申請書」は当該ホームページからダウンロードのうえ電子メールにて提出願います。
(電子メールでの提出が困難な場合は、下記連絡先までお問い合わせ下さい。)

記

1. 提出期限 平成26年2月28日(金)
2. 提出先 茨城県水戸保健所地域保健推進室
〒310-0852 水戸市笠原町993-2
Eメール mitoho01@pref.ibaraki.lg.jp
3. 提出物 特定接種登録申請書（エクセルデータ）
※データのファイル名は、事業者名の略称、事業所名の略称及び申請年月日とし、途中でスペースは空けないこと。（例）緑風会インフル診療所 20140212
4. 留意事項
 - ① 申請にあたっては、記載漏れがないよう十分に確認を行うこと。
 - ② 登録事業者となった場合には、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療の提供を継続的に実施する努力義務が課されること。
 - ③ 登録事業者は、新型インフルエンザ患者の受入可能な医療機関として位置づ

けられるとともに、新型インフルエンザ等医療を行う医療機関である旨が公表されること。

- ④ 実際の特種接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断・決定されるため、登録を受けたからといって、必ずしも特種接種の実施対象となるわけではないこと。
- ⑤ 業務継続計画を作成していることが登録要件であること。

5. 送付文書

- (1) 特種接種(医療分野)の登録要領
- (2) 特種接種登録申請書の記載に関する手引き
- (3) 特種接種(医療分野)の登録 Q&A
- (4) 参考資料「特種接種について」
- (5) 医療機関向けリーフレット

〈参考1〉厚生労働省特種接種に関するホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/tokutei-sesshu.html

〈参考2〉業務継続計画(診療継続計画)作成の手引き

【診療所・小規模・中規模病院向け】

<http://www.virology.med.tohoku.ac.jp/pandemicflu/tool.html>

【大規模・中規模病院向け】

<http://www.medic.mie-u.ac.jp/kansen-seigyo/research/index.html>

＜問い合わせ先、提出先＞

〒310-0852 水戸市笠原町993-2

茨城県水戸保健所 地域保健推進室 後藤, 桐原, 棚井

電話: 029-241-0100

FAX: 029-241-5313

Eメール: mitoho01@pref.ibaraki.lg.jp